

実質化された豊浦町室津下地区人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
下関市	豊浦町室津下地区(室津第一～第七区)	令和4年2月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	46.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	29.8ha
うち地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	20.7ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.9ha
③地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.1ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積が、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積より、0.2ha多い状態であるが、現在中心経営体が1人のため、さらなる中心経営体の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体である認定農業者の1経営体が担う。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(中心経営体)

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	1 経営体		14.9 ha		20 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向のある農地は今現在はないが、今後高齢化が進むと貸付け意向の農地が増えると予想される。

農地中間管理機構の活用方針

中心経営体に貸し付ける場合、農地を機構に貸し付けていく。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化等の基盤整備に取り組む。